

外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（概要）

新たに設置された関係閣僚会議の下、外国人との秩序ある共生社会の実現に向け、新たにとりまとめ

I 基本的な考え方

- ・一部の外国人による、我が国の法やルールを逸脱する行為・制度の不適正利用について、国民が感じている不安や不公平感に対処する必要
- ・入国前の日本語教育及び社会規範等の理解促進、法やルールを逸脱する行為に対する公正・厳正な対処、事実・実態を把握した上での制度適正化、正確かつ十分な情報公開、関係機関間の情報共有・相互連携といった取組により、安全・安心な社会を実現
- ・その上で、我が国の法やルールの中で、国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指す必要

II 国民の安全・安心のための取組

第1 既存のルールの遵守、各種制度の適正化に向けた取組

1 出入国・在留管理等の適正化・外国人受入れについて

- | | |
|-----------------|---|
| R8 | ○不法滞在者ゼロプランの強力な推進（5年以内に難民認定申請の平均処理期間を6月以内・退去強制が確定した外国人を半減） |
| R8/R9 | ○外国人に関わる各種施策・出入国在留管理の体制を強化・拡充 |
| R10 | ○帰化の審査において、永住許可との整合性も勘案した厳格化を検討 |
| 具体化に向け
直ちに着手 | ○永住者の審査の厳格な運用、許可基準の見直し |
| | ○電子渡航認証制度（JESTA）の導入 |
| | ○日本語や制度・ルール等を学習するプログラムの創設、受講及び内容の理解を在留審査（永住者の審査を含む。）の要素とすることを検討 |
| | ○海外事例を参考に、退去強制事由の拡大（対象犯罪の拡大）について、検討 |
| | ○国・地方自治体・受入れ機関等の役割分担、在留資格の適正化や関連する将来推計を踏まえた受入れの在り方等の総合的な検討 |

2 外国人制度の適正化等について

- | | |
|-----------------|--|
| R8 | ○来日前・来日後の日本語教育の充実（大人：自治体への財政支援等/こども：国が初期支援の方策を検討等） |
| R8/R9 | ○日本語教師の養成・研修及び社会的地位の向上 |
| R9 | ○各種民泊データの一元管理を通じた仲介サイトからの違法民泊の確実な排除 |
| 具体化に向け
直ちに着手 | ○オーバーツーリズム対策の集中的実施・抜本的強化、特定の都市・地域への集中の是正と観光客の分散の推進 |
| | ○医療費不払のある訪日外国人の情報を共有するシステムの基準額引下げ（R8）、対象の中長期在留者への拡大（R9） |
| | ○入管庁と関係機関との税・国保料等のマイナンバー等による情報連携の在留審査等への活用（R9） |
| | ○外国人学校への補助金等の状況の公表等による適正かつ透明な執行確保、外国人留学生の在籍管理の適正を欠く大学等の指定・公表 |
| | ○公営住宅・UR賃貸住宅等への新規入居者の国籍等の把握、追加的な対応の検討 |

第2 土地取得等のルールの在り方を含む、国土の適切な利用及び管理に向けた取組

- | | |
|-----------------|--|
| R8 | ○不動産登記、森林法をはじめ、土地関連制度において国籍を把握 |
| R9以降 | ○安全保障の観点からの土地取得等のルールについて、立法事実を整理し、他国の例も参考に、骨格をとりまとめ（R8年夏） |
| 具体化に向け
直ちに着手 | ○不動産登記の国籍把握を踏まえ、国内居住者を含む外国人によるマンション取得実態を把握 |
| | ○国籍情報を含む、統一的な考え方による地下水採取の実態把握や地下水の適正な保全と利用の仕組みについて検討 |
| | ○土地所有等情報の更なる透明性向上に向け、法人の実質的支配者の把握強化の検討（FATF（金融活動作業部会）対日審査対応との連携） |
| | ○無主の離島の国有財産化や、安全保障の観点から必要な場合には離島の土地の取引等のルール化を含めて対策を検討 |
| | ○国内居住者を含む外国人によるマンション取得の実態が明らかになれば、諸外国の取組も参考に、必要な対応策を検討 |

III 外国人が日本社会に円滑に適應するための取組

- | | |
|--------------------------------|------------------------|
| ・情報発信・相談体制の強化 | ・ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援 |
| ・交付金の在り方の見直しを含む、地方公共団体への支援策の拡充 | ・秩序ある共生社会の実現に向けた、意識醸成 |